海外渡航者 行動基準

- (1) 自分の身は自分で守り、生命と身体の安全を最優先する。海外でのリスク回避には、主体性のある自立した人間であることが大切である。
- (2) 自己の健康管理につとめる。特異体質だったり、持病があったりする場合、常にその旨を記した現地語と英語のメモを身につけておく。
- (3) 海外旅行保険には必ず入る。
- (4) 緊急時の対応策を平時において検討する。
 - ・外務省ホームページ(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html) (https://www.anzen.mofa.go.jp/) 電話:外務省海外安全相談センター +81-3-5501-8162などを参照する。
 - ・テレビ、ラジオ、アナウンス、掲示物、警察、出版物などから常に現地の治安に関する情報を入手しておき、 危険の可能性のある行動は一切しない。
 - ・緊急時の連絡先(引率教員、本学グローバルエデュケーションセンター、家族、ホストファミリー、友人、派遣先担当者を含む)の電話番号を控えておく。
 - ・緊急事態発生時に助けを求められる隣人、友人、教師、同僚などをつくる。
 - ・緊急事態に現地語で対応できるようにしておく。
- (5) 被害に遭った場合、緊急連絡が必要な場合は、まず現地の日本大使館や領事館及び本学グローバルエデュケーションセンター(電話:+81-6-6721-2332 Email: isc@kindai.ac.jp)と家族に速報する。
- (6) 日本国内及び現地の法律に違反する行為は一切行わない。また、犯罪に巻き込まれないように常に注意し、 犯罪を誘発する環境を作らない。
- (7) 不安やストレス、カルチャーショックが大きく、精神的に苦しくなってきたときは、一人で悩まず、家族や友人、 本学グローバルエデュケーションセンターに連絡してアドバイスを求める。
- (8) 海外での行動のポイント
 - ・外国にいることを認識し、日本的常識が通用しないことがあることを自覚する。
 - ・日本においては何ら問題のない行為(写真を撮る、ビルのフロアを自由に行き来する、動植物や石を持ち帰る、未成年者とデートするなど)も国によっては、機密漏えい行為、文化財の持ち出し、わいせつ行為と捉えられたりして法に触れる場合がある。また、研究や学習のつもりで入手しようとしたデータが契約上、違法とされる時もある。相手国の取り決め及び文化情報を十分に把握、アンントン条約などに留意して行動する。
 - ・警戒心を忘れない。スキを見せない。
 - ・むやみに他人を信用しない。「安いもの」、「面白いもの」といった誘いにはのらない。
 - ・見ず知らずの人に不用意に自分の情報を与えない。
 - ・人通りの少ない道や夜間はできるだけ歩かない。危険な所へは立ち入らない。
 - ・許可なく他人の敷地に入らない。
 - ・高価な品物を身につけない。多額の現金を持ち歩かない。
 - ・荷物は体から離さないようにする。
 - ・強盗や泥棒にあったときは自分のおかれた状況を見極めて無用に争わず、要求された金品を差し出すな どして、危機を避ける。犯人と目を合わせない。
 - ・犯罪にあった時、あるいは警察官に面しては不用意にポケットに手を入れない。 武器を取り出すのではない かと誤解される恐れがあるためである。
 - ・外出時や就寝時には部屋のロックが全てかかっているか確かめる。
 - ・渡航目的以外の行動をする時は十分に自覚を持って注意し、ホームステイ先や引率教員、友人などに居場所と帰宅時間を知らせておく。
 - 「交通事故はいつでもおこる」ことを意識する。
 - ・パスポート、保険証などは、コピーを取って、それを別の場所に保管しておく。
 - ・緊急用にミネラルウォーターなどを常備しておく。
 - ・ガスを使用した場合などは消火したことを十分に確かめる。火災を起さないように留意する。